

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 8 節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>（製造工場の承認の要件）</p> <p>13-1 法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して <u>拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経ない場合</u></p> <p>ニ～ヘ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（製造工場の承認申請書の添付書類）</p> <p>13-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 「社内管理規定」は、<u>関税法基本通達 43-2 に掲げる規定を参考として申請者が整備するものとする。なお、社内管理規定の内容を変更した場合には、変更後の社内管理規定を遅滞なく提出するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税</p> <p>（用語の意義）</p> <p>20-1 法第 20 条の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1)～(8)</p> <p>(9) 「廃棄」の意義については、<u>関税法基本通達 33-1 (1) と同様とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>（製造工場の承認の要件）</p> <p>13-1 法第 13 条第 1 項 <u>《製造用原料品の減税又は免税》</u> に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して <u>禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経ない場合</u></p> <p>ニ～ヘ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（製造工場の承認申請書の添付書類）</p> <p>13-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 「社内管理規定」は、<u>関税法基本通達 34 の 2-9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税</p> <p>（用語の意義）</p> <p>20-1 法第 20 条の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1)～(8)</p> <p>(9) 「廃棄」の意義については、<u>関税法基本通達 34-1（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い）の(1)と同様とする。</u></p>